

青森県報

第二千二百七十号

平成十五年
十二月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………
(青少年・男女共同参画課) …… 一

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給
費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程……………
(団体経営改善課) …… 一

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………
(同) …… 二
家畜伝染病の発生……………
(畜産課) …… 二

公 告

土地改良事業計画変更の認可……………
(農村整備課) …… 三

公 安 委 員 会

型式の検定適合遊技機……………
(生活安全企画課) …… 三

正 誤

平成十五年五月九日定例告示中……………
(林政課) …… 四

告 示

青森県告示第八百二十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二八二	書籍	ザ・ベストMAGAZINE 一月号	KKベストセラーズ	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二八三		ブブカマックス 一月号	コアマガジン	
二八三		ビデオボーイ 一月号	英知出版	
二八四		デラベっぴん 一月号	英知出版	
二八五		ペントハウス 一月号	ぶんか社	
二八六		海賊ナンバーワン 一月号	竹書房	
二八七		コミック快樂天 一月号	ワニマガジン	
二八八		Dr.ピカソ 一月号	パウハウス	
二八九		レディースコミック・タブー 一月号	三和出版	
二九〇		月刊コイル 十二月号	ノースアドブ ランニング	

青森県告示第八百二十四号

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程（昭和三十一年十月青森県告示第七百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

別表の1の表を次のように改める。

災 害 名	資金区分	未端貸付利率	補 助 率
平成15年5月中旬から9月上旬までの低温及び日照不足の天災	経営資金	年0.75%	特別被害農業者で特別被害地域内において農業を営むものには年1.65%、その他の場合には年1.5%

「昭和56年8月21日から23日までの豪雨及び暴風雨の天災

昭和56年8月から10月までの低温の天災

昭和58年の日本海中部地震の天災

昭和58年6月及び7月の低温の天災

別表の2の表中 昭和60年8月28日から9月1日までの暴風雨の天災

昭和62年8月28日から9月1日までの暴風雨の天災

昭和63年6月下旬から10月上旬までの低温等の天災

昭和63年6月下旬から10月上旬までの低温等の天災

「平成5年5月下旬から9月上旬までの天災」を

「平成5年5月下旬から9月上旬までの天災

平成15年5月中旬から9月上旬までの低温 及び日照不足の天災

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第八百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡今別町大字今別字西田二一七の二 小 鹿 豊明	今別町西部区域	総トン数十トン未満の漁船により行つて漁業を営んで、主としてかつり漁業
東津軽郡今別町大字今別字宮本一〇の四 小 鹿 秋男		
東津軽郡三厩村大字宇鉄字上宇鉄七 柳 谷 一	三厩村区域	総トン数十トン未満の漁船により行つて漁業を営んで、主としてかつり漁業
東津軽郡三厩村大字宇鉄字上宇鉄二 小 林 秀則		

青森県告示第八百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
コトネ病	牛	患 畜	二	下北郡東通村	平成 一五・一三

正
誤

							平成 二一 七二 九	発行 年月 日 号
							告 示	区 分
							第 三 四 三 号	番 号
							三	ペ ー ジ
							下	段
後 ろ か ら 五	後 ろ か ら 六	後 ろ か ら 七	後 ろ か ら 九	後 ろ か ら 一 〇	後 ろ か ら 一 二	後 ろ か ら 一 八	行	
昭 和 五 十 八 年 十 一 月 二 日 農 林 水 産 省 告 示 第 二 千 九 十 八 号 （ 二 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 八 年 八 月 九 日 農 林 水 産 省 告 示 第 千 四 百 二 号 （ 一 、 二 及 び 三 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 八 年 六 月 九 日 農 林 水 産 省 告 示 第 八 百 五 十 八 号 （ 一 及 び 三 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 八 年 六 月 一 日 農 林 水 産 省 告 示 第 八 百 号 （ 二 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 八 年 四 月 十 三 日 農 林 水 産 省 告 示 第 四 百 八 号 （ 一 、 二 及 び 三 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 七 年 十 月 二 十 一 日 農 林 水 産 省 告 示 第 千 五 百 九 十 八 号	（ 重 要 流 域 ） 平 成 十 二 年 二 月 二 十 四 日 農 林 水 産 省 告 示 第 二 百 八 十 三 号 で 指 定 さ れ た 重 要 流 域 を い う ） （ ） で 定 め る と こ ろ に よ る ）	誤	
削 除	昭 和 五 十 八 年 八 月 九 日 農 林 水 産 省 告 示 第 千 四 百 二 号 （ 一 及 び 三 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 八 年 六 月 九 日 農 林 水 産 省 告 示 第 八 百 五 十 八 号 （ 一 に 係 る も の に 限 る ）	削 除	昭 和 五 十 八 年 四 月 十 三 日 農 林 水 産 省 告 示 第 四 百 八 号 （ 一 及 び 二 に 係 る も の に 限 る ）	昭 和 五 十 七 年 十 月 二 十 一 日 農 林 水 産 省 告 示 第 千 五 百 九 十 八 号 （ 二 に 係 る も の に 限 る ）	（ 国 有 林 及 び 重 要 流 域 ） 平 成 十 二 年 二 月 二 十 四 日 農 林 水 産 省 告 示 第 二 百 八 十 三 号 で 指 定 さ れ た 重 要 流 域 を い う ） （ ） に 係 る も の に よ る ） （ ） で 定 め る と こ ろ に よ る ）	正	

林
政
課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県
（印刷所・販売人）
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭